

その他資料 1



事 務 連 絡

平成31年2月14日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当部課
附属学校を置く各公立大学法人担当部課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
高等専門学校を設置する地方公共団体担当課
高等専門学校を設置する各公立大学法人担当課
高等専門学校を設置する各学校法人担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県保育担当課
各指定都市保育担当課
各中核市保育担当課
各都道府県認定こども園主管課
各都道府県障害児支援担当課
各指定都市障害児支援担当課

内 閣 府子ども・子育て本部参事官
（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課
初等中等教育局児童生徒課
高等教育局専門教育課
厚生労働省子ども家庭局保育課
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検について（依頼）

平素より、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の行政に対する御理解・御協力を賜り誠にありがとうございます。

千葉県野田市において過日発生した小学4年生死亡事案（以下「本事案」といいます。）に関しては、被害児童が虐待を受けている事実を「いじめに関するアンケート」に対して回答したり、長期間の欠席が続いていたりにしたにも関わらず、関係機関の対応が十分になされず、死亡に至ったものと考えられます。また「いじめに関するアンケート」について、市教育委員会の職員が当該児童の保護者からの要求に抗しきれずに手交するという不適切な対応があったことも明らかになっています。

政府としては、今般の事案を踏まえ、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議を新たに設置し、子供の安全を最優先に、現時点において把握している事実関係を踏まえ、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したところです。

文部科学省においても、本事案における課題をしっかりと検証した上で、関係機関とも連携しつつ、再発防止策を講ずることが重要であると考え、2月8日、浮島文部科学副大臣を主査とする「千葉県野田市における小学4年生死事案に関するタスクフォース」を設置しました。

今般、関係閣僚会議決定に基づき、今回のような虐待が疑われるケースについて、学校・教育委員会については別紙1の要領により、保育所及び地域型保育事業の事業所については別紙2の要領により、認定こども園については別紙3の要領により、障害児通所支援事業所については別紙4の要領により、緊急点検を実施いたします。

貴職におかれては、本依頼の趣旨を十分ご理解の上、

- ・市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）にあつては所管する学校について点検結果を取りまとめの上、都道府県教育委員会に御報告いただき、都道府県教育委員会にあつては域内の市町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く）及び自ら所管する学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）について、
 - ・指定都市教育委員会にあつては所管する学校について、
 - ・都道府県私立学校主管課にあつては所轄の私立学校（高等課程を置く私立専修学校を含む。以下同じ。）について、
 - ・附属学校を置く国立大学法人にあつては設置する附属学校について、
 - ・構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校について、
 - ・独立行政法人国立高等専門学校機構にあつてはその設置する学校について、
 - ・高等専門学校を設置する地方公共団体、公立大学法人及び学校法人にあつてはその設置する学校について、
 - ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にあつては所管の高等課程を置く専修学校について、
 - ・各市町村保育担当課（指定都市保育担当課及び中核市保育担当課を除く）におかれては、管内の対象施設について点検結果をとりまとめの上、各都道府県保育担当課にご報告いただき、各都道府県保育担当課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各指定都市保育担当課及び中核市保育担当課におかれては、管内の対象施設について、
 - ・各市町村認定こども園主管課におかれては、管内の認定こども園について点検結果をとりまとめの上、各都道府県認定こども園主管課にご報告いただき、各都道府県認定こども園主管課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各市町村障害児支援担当課（指定都市障害児支援担当課を除く）におかれては、管内の対象事業所について点検結果をとりまとめの上、各都道府県障害児支援担当課にご報告いただき、各都道府県障害児支援担当課におかれては、管内の市町村について、
 - ・各指定都市障害児支援担当課におかれては、管内の対象事業所について、
- それぞれ点検結果を取りまとめの上、ご報告いただくようお願い申し上げます。

なお、本点検に当たっては、本点検以外の業務の縮減など可能な限り教職員の負担の軽減にご配慮願います。

また、本日付けで厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室から各都道府県に対して、児童相談所において在宅で指導している全ての虐待ケースに関する緊急安全確認の依頼がなされています。本依頼に基づき、児童相談所から情報提供等の依頼があった場合には、十分連携を図っていただき、必要な協力をしていただきますよう、併せてお願いいたします。

【本件担当】

○本件全般

文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室

生徒指導第一係、生徒指導調査分析係

電 話：03 (5253) 4111 (内線 3208、3299)

F A X：03 (6734) 3735

E-MA I L：s-sidou@mext. go. jp

○高等専門学校に関すること

文部科学省高等教育局専門教育課高等専門学校係

電 話：03 (5253) 4111 (内線 3347)

F A X：03 (6734) 3389

E-MA I L：senmon@mext. go. jp

○専修学校の高等課程に関すること

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室専修学校第一係

電 話：03 (5253) 4111 (内線 2939)

F A X：03 (6734) 3281

E-MA I L：syosensy@mext. go. jp

○保育所等に関すること

厚生労働省子ども家庭局保育課企画調整係

電 話：03 (5253) 1111 (内線 4853、4854、4839)

F A X：03 (3595) 2674

E-MA I L：hoikuka@mhlw. go. jp

○認定こども園に関すること

内閣府子ども・子育て本部参事官(認定こども園担当) 付

電 話：03 (5253) 2111 (内線 38446)

F A X：03 (3581) 2521

E-MA I L：kodomokosodatelkai@cao. go. jp

○障害児通所支援事業所に関すること

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

障害児・発達障害者支援室障害児支援係

電 話：03 (5253) 1111 (内線 3037)

F A X：03 (3591) 8914

E-MA I L：shougaijishien@mhlw. go. jp